

『令和4年度中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金』 【申請手引き】

【申請受付期限】

令和5年1月31日（火）まで

【提出方法】

1 申請書類の提出について原則として郵送又は電子メールにより申請をお願いいたします。

①郵送の場合

令和5年1月31日（火）消印有効です。

※切手を貼付のうえ、裏面には差出人の住所及び氏名をご記載ください。

※申請書類を次の宛先に簡易書留など郵便物が追跡できる方法でご提出ください。なお、申請にかかる費用は申請者側でのご負担をお願いいたします。

【宛先】

〒847-8511 唐津市西城内1番1号
唐津市役所 経済部商工振興課 宛て

②メール申請の場合

下記アドレスまで必要書類を添付のうえ送信してください。

電子メールの件名は「燃油・原材料助成金」と入力すること。

電子メール：syokou@city.karatsu.lg.jp

※令和5年1月31日（火）23時59分までに送信を完了してください。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

・唐津市ホームページからダウンロード

（URL：<https://www.city.karatsu.lg.jp/syokou-shinkou/nenyu.html>）

・窓口配布

唐津市役所商工振興課、各市民センター産業・教育課の窓口

（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会の窓口

（平日の午前9時から午後5時まで）

【問い合わせ先】

唐津市役所経済部商工振興課 電話：0955-72-9141

FAX：0955-72-9182

電子メール：syokou@city.karatsu.lg.jp

※申請にあたってご不明な点については、お問い合わせください。

～ 唐 津 市 ～

助成金の制度概要

1 趣旨

コロナ禍において、燃油・原材料の価格高騰の影響で収益が悪化している中小企業者等に対し、事業者の負担を軽減し、事業の継続を支援するため、助成金を交付します。

2 助成内容

助成金の種類	助成金の額等
燃油高騰対策分（佐賀県の「燃油高騰対策緊急支援金」の交付を受けた場合）	1 助成対象者当たり佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金の交付決定額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限額を100万円とし、下限額を10万円とする。
原材料等高騰対応分（佐賀県の「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付を受けた場合）	1 助成対象者当たり10万円の定額とする。

※ 助成金の交付は、1助成対象者につき1回限りとする。

（助成対象者）

要件1 唐津市の中小企業者等

次のいずれかに該当すること

【法人の場合】

- ・本店の所在地が唐津市内
- ・直前の事業年度の法人税確定申告書の納税地が唐津市内

【個人事業主の場合】

- ・申請者の住民登録地が唐津市内
- ・令和3年分確定申告書（青色申告決算書又は収支内訳書）又は令和4年度市県民税申告書の収支内訳書の事業所所在地が唐津市内
- ・令和3年分確定申告又は令和4年度市県民税申告を行っていない場合は、開業届の納税地が唐津市内

※中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者、第5項に規定する小規模企業者の個人または会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、士業法人【弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人】）です。

【定義】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他 の業種（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

要件2 令和4年2月1日以前から営業実績があること

要件3 次のいずれかの要件を満たすこと

ア 令和4年1月から令和4年7月までのうち任意に選択した3か月間（対象期間）の仕入額が過去3年のいずれかの年の同期間（比較対象期間）の仕入額より20%以上増加し、かつ、対象期間の売上高に占める仕入額の割合が比較対象期間の売上高に占める仕入額の割合より増加していること

イ 令和4年1月から令和4年7月までのうち任意に選択した3か月間（対象期間）の売上高に占める仕入額の割合が過去3年のいずれかの年の同期間（比較対象期間）に占める仕入額の割合より20%以上増加していること

要件4 比較対象期間を含む決算の年間仕入額が法人の場合20万円以上、個人事業主の場合15万円以上あること

要件5 令和4年度に佐賀県が実施する燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の交付決定を受けていること

(対象外となる事業者)

- ・農林漁業者（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において、大分類A－農業、林業及び大分類B－漁業に該当する事業者）
- ・医療・福祉サービス事業者（日本標準産業分類において、大分類P－医療、福祉に該当する事業を行う事業者。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（日本標準産業分類番号：8351）及びその他の療術業（日本標準産業分類番号：8359）を運営する事業者並びに薬局等で小売りのみの事業収入（売上）である場合は除く。）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う事業者
- ・その他、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は本助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

申請手続き等

1 申請受付期限

令和5年1月31日(火)まで(※令和5年1月31日(火)の消印有効です。)

メール申請については令和5年1月31日(火)23時59分までに送信を完了してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

2 申請書類

1 交付申請書兼請求書【第1号様式】
2 佐賀県の「燃油高騰対策緊急支援金」又は「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付決定通知書の写し
3 唐津市内の事業者であることを確認できる書類の写し (確定申告書、履歴事項全部証明書、開業・廃業等届出書などのいずれか1つの写し)
4 振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ) すべてが分かるページ) ※インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトページの写し。 ※令和3年度に実施した次の助成金を受給した時と同じ振込口座の場合は省略することができます。 ・唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金 ・第2次唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金
5 役員名簿【規則第2号様式】(※法人の場合に限る) ※令和3年度に実施した次の助成金を受給した時に提出した名簿の内容と変更がない場合は省略することができます。 ・唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金 ・第2次唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金
6 その他 市長が必要と認める書類(市から指示があった場合)

3 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

①唐津市ホームページからダウンロード

URL : <https://www.city.karatsu.lg.jp/syoukou-shinkou/nenyu.html>

②唐津市役所経済部商工振興課窓口での配布

③唐津市各市民センター産業・教育課窓口での配布

④唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会窓口での配布

○唐津市役所各窓口

所属名	電話番号	住所
経済部商工振興課	0955-72-9141	唐津市西城内 1 番 1 号
浜玉市民センター産業・教育課	0955-53-7105	唐津市浜玉町浜崎 1151 番地 1
厳木市民センター産業・教育課	0955-53-7115	唐津市厳木町厳木 997 番地
相知市民センター産業・教育課	0955-53-7125	唐津市相知町相知 2055 番地 1
北波多市民センター産業・教育課	0955-53-7135	唐津市北波多徳須恵 1097 番地 4
肥前市民センター産業・教育課	0955-53-7145	唐津市肥前町入野甲 1703 番地
鎮西市民センター産業・教育課	0955-53-7155	唐津市鎮西町名護屋 1530 番地
呼子市民センター産業・教育課	0955-53-7165	唐津市呼子町呼子 1995 番地 1
七山市民センター産業・教育課	0955-53-7175	唐津市七山滝川 1254 番地

市役所の開庁日は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、
土日、祝日は開庁しておりません。

○商工団体各窓口

商工団体名	電話番号	住所
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路 1 番 54 号
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知 2044 番地 10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋 1801 番地

各商工団体の窓口は平日の午前 9 時から午後 5 時までです。

4 提出方法

原則として郵送又はメールにより提出をお願いします。

①郵送の場合

〈宛先〉

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市役所 経済部商工振興課 宛て

※切手を貼付のうえ、裏面に差出人の住所及び氏名をご記載ください。

※申請書類を次の宛先に簡易書留など郵便物が追跡できる方法でご提出ください。

なお、申請にかかる費用は申請者側でのご負担をお願いします。

②電子メールの場合

必要書類を添付のうえ下記アドレスまで送信してください。

※必要書類は、Word、Excel、PDF等またはスマートフォン等で撮影した画像データを添付してください（1書類1枚で撮影してください。書類の文字等が鮮明に映ったものが必要となります。）。

※電子メールの件名は「燃油・原材料助成金」と入力してください。

電子メール：syokou@city.karatsu.lg.jp

5 申請内容の審査（追加書類の提出）

申請書類に不足や記入漏れなどの不備があった場合、必要に応じて追加書類の提出や申請内容の確認等説明を求めることがあります。申請書類の電話番号等連絡先に記入漏れがないようお願いします。

6 交付決定通知

申請書類の審査の結果、本助成金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。助成金の交付は、申請内容に不備等なければおおむね3週間を目途に振込みます。なお、書類不備などで修正、追加書類の提出等求めた場合は交付までに時間を要する場合があります。

7 本助成金に関するお問い合わせ先

本助成金の申請等に関してご不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

唐津市役所 経済部商工振興課

TEL：0955-72-9141（午前8時30分～午後5時15分（平日のみ））

FAX：0955-72-9182

電子メール：syokou@city.karatsu.lg.jp